

益子町起業セミナー受講支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公的支援機関等が実施する起業セミナーの受講者に対し、その費用の一部を補助することにより、益子町(以下「本町」という。)内における新規事業の創出支援、移住促進及び地域経済の活性化への寄与を目的とする益子町起業セミナー受講支援事業(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業セミナー 益子町創業支援等事業計画(令和4年7月11日付、経済産業大臣、総務大臣、関東農政局長より認定を受けた計画)において特定創業支援等事業として位置付けられた事業をいう。
- (2) 起業者等 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第29項に規定する者及び本町において事業を開始する意思がある者をいう。
- (3) 地域通貨 益子町地域通貨事業実施要項(平成29年1月11日告示第5号)で定める益子町地域通貨をいう。

(補助対象者)

第3条 本事業で補助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 起業セミナーを修了した起業者等であること。
- (2) 町外在住者の場合は、起業セミナー修了後に本町への移住を検討している起業者等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助の対象としない。

- (1) 検討している起業内容が、次のいずれかに該当する者
 - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当しない事業
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当する事業
 - ウ 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
 - エ 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (2) 大企業者(中小企業者以外の者であって事業を営むものをいう。)が実質的な経営に参画し、又は参画する予定のある者
- (3) 益子町暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条第3号又は第4号に規定する暴力団員又は暴力団員等

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

(1) 起業セミナー受講料

(2) 前条第1項第2号に該当する者が、本町で開催される起業セミナーを受講する際に要する交通費及び宿泊費

ア 公共交通機関を利用する場合 居住地からセミナー実施施設までの往復(以下「往復旅程」という。)に要する経費

イ 自家用車を利用する場合 往復旅程について、1キロメートルにつき40円として積算した額及び高速道路の利用に係る経費

ウ レンタカーを利用する場合 往復旅程について、実際に使用した日数分の賃借料及び高速道路の利用に係る経費(燃料費を除く。)

エ 宿泊する場合 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項で規定する施設の宿泊費、賃借料又は使用料(本町で営業する施設の利用に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費としない。

(1) 教材費

(2) 懇親会等への参加費、交通費及び宿泊費

(3) 起業セミナーに関わりのない日程及び経由地への立ち寄りに要する交通費及び宿泊費

(4) その他補助対象経費として適当でないと認められる経費
(地域通貨の額)

第5条 本事業で行う補助は地域通貨で交付するものとし、前条第1項第1号又は前条第1項第2号に掲げる補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、起業者等が、当該起業セミナーについて国、地方公共団体及びその他機関から補助金等を受けている場合は、その金額を控除した額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 地域通貨の限度額は、前条第1項第1号にあつては5,000円、前条第1項第2号にあつては15,000円とする。ただし、宿泊費は1泊当たり3,000円を限度とする。

4 前3項による地域通貨の交付は、本町の当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(地域通貨の交付申請)

第6条 地域通貨の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、起業セミナー修了後、益子町起業セミナー受講支援事業地域通貨交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに委員長に提出しなければならない。

- (1) 起業セミナーの受講修了を証する公的支援機関等が発行した書類の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 個人の場合は、申請者の本人確認ができる官公署が発行した証書(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等で、有効期限があるものは有効期限内にあるものに限る。)の写し
- (4) 法人の場合は、登記事項証明書の写し
- (5) 起業計画が分かる書類
- (6) その他委員長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1 申請者につき 1 回限り行うことができるものとする。
(地域通貨の交付決定等)

第 7 条 委員長は、前条の交付の申請を受理したときは、その適否を審査し、地域通貨の交付が適当と認めるときは、益子町起業セミナー受講支援事業地域通貨交付決定通知書兼額確定通知書(様式第 2 号)により、当該申請者に通知するものとする。また、審査の結果、地域通貨の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により地域通貨の交付ができない場合は、益子町起業セミナー受講支援事業地域通貨不交付決定通知(様式第 3 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(地域通貨の請求)

第 8 条 前条の規定による通知を受けた者が、地域通貨の交付を受けようとするときは、益子町起業セミナー受講支援事業地域通貨交付請求書(様式第 4 号)を速やかに委員長に提出しなければならない。

(地域通貨の取消し及び返還)

第 9 条 委員長は、地域通貨の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域通貨の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反したとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段により地域通貨の交付を受けたとき。
- (3) その他委員長が不適当と認めるとき。

2 前項の規定により、地域通貨の交付決定を取り消した場合において、既に地域通貨が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。